

## 府中市国民保護協議会の設置

設置根拠 国民保護法第39条

設置目的 市の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く市民の意見を求め、市の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、府中市国民保護協議会を設置する。

所掌事務 市長の諮問に応じて、市の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。  
重要事項に関し、市長に意見を述べること。

会 長 市 長

委 員 国民保護法第40条第4項に掲げるもののうちから市長が任命

指定地方行政機関の職員

自衛隊に所属する者

都道府県の職員

助役

教育長及び消防署長

市職員（消防団長含む。）

指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員  
国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

運 営

協議会の会議は、会長が招集・議長

協議会に幹事を設置（幹事は、委員を補佐）

協議会に部会の設置可

## 府中市国民保護計画の審議

### 法・国の方針等

国民保護法(平成16年9月17日施行)

武力攻撃事態等において、国民の生命・財産を保護し、被害を最小にするため、国や地方公共団体等の役割分担や具体的な措置を規定

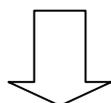
国民保護に関する基本指針(平成17年3月25日閣議決定)

国・地方公共団体等が国民の避難・救援などを行うための基本的な方針を提示

武力攻撃事態等の8類型を想定

市町村国民保護モデル計画(平成18年1月31日総務省)

市町村国民保護計画の作成を支援



東京都は、東京都国民保護計画のほか、東京都区市町村国民保護モデル計画を作成

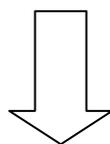
平成18年度中に府中市国民保護計画を作成

### 府中市の計画作成

事務局にて計画案策定



府中市国民保護協議会で計画案を審議



平成19年1月計画決定(予定)